

○小郡市立小・中学校学習用タブレット端末等貸与規程

令和3年3月23日

教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、小郡市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）に在籍する児童生徒に対し、学習用タブレット端末等の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(貸与物品)

第2条 この規程により貸与する物品（以下「貸与物品」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 学習用タブレット端末本体及びその附属品（以下「タブレット端末」という。）
- (2) タブレット端末をインターネットに接続するための通信機器（以下「モバイルルーター」という。）

(貸与対象者)

第3条 貸与物品の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) タブレット端末 小・中学校に在籍する児童生徒
- (2) モバイルルーター 小・中学校に在籍する児童生徒のうち、家庭内においてインターネットへの接続環境を整備することが困難な世帯の者

(貸与期間)

第4条 貸与物品の貸与期間は、次の各号に掲げる貸与物品の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) タブレット端末 第6条第4項の規定により貸与を決定した日から、当該貸与を受けた者（以下「利用者」という。）が貸与の決定を受けた日に在籍する小・中学校を卒業する日までの期間のうち、小郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める期間
- (2) モバイルルーター 第6条第4項の規定により貸与を決定した日からその日が属する年度の末日までの期間のうち、教育委員会が定める期間

(貸与費用)

第5条 貸与物品の貸与に係る費用は、無償とする。

(貸与の申請)

第6条 タブレット端末の貸与を受けようとする者は、学習用タブレット端末貸与申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 モバイルルーターの貸与を受けようとする者は、モバイルルーター貸与申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項の申請書を提出することができる者(以下「申請者」という。)は、第3条に規定する貸与対象者本人又はその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)とする。

4 教育委員会は、第1項及び第2項の申請を受けたときは、これを審査し、貸与すべきものと認めるときは、貸与の決定を行い、学習用タブレット端末等貸与決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(貸与物品の変更)

第7条 教育委員会は、必要があると認めるときは、利用者に貸与した貸与物品を変更することができる。

(貸与物品の管理)

第8条 利用者は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて、教育委員会及び小・中学校の学校長(以下「学校長」という。)の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。

2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員及び利用者の保護者を除く。)に使用させ、又は転貸すること。

(2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。

(3) 貸与物品に装飾等を行い、貸与開始時の状態に復旧できない状態にすること。

(4) 貸与物品を教育及び家庭学習の目的以外に使用すること。

(5) 貸与物品を利用して、利用者以外の者に対して危害を加えること。

(6) 貸与物品に教育委員会の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。

(7) 教育委員会や学校長が別に定めるタブレット端末の使用に関するルール等に反する行為をすること。

(8) その他タブレット端末の貸与の目的に反すること。

3 利用者は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(遵守事項)

第9条 前条の規定によるもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。
- (2) 必要に応じて、教育委員会又は学校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

(貸与物品の利用に係る経費)

第10条 タブレット端末を利用者の在籍学校以外で利用するために必要となる充電及び通信に係る経費は、利用者の負担とする。

- 2 貸与を受けたモバイルルーターを利用するための通信事業者との契約及び利用に係る設定は、利用者が行うものとする。
- 3 小郡市（以下「市」という。）及び教育委員会は、貸与したモバイルルーターの利用に係る利用者と通信事業者との契約について一切の関与をしない。
- 4 通信事業者との契約に係る経費、モバイルルーターの通信及び充電に係る経費等貸与を受けたモバイルルーターの利用に係る一切の経費は、利用者の負担とする。

(紛失、盗難又は毀損の届出)

第11条 利用者は、貸与物品の紛失、盗難又は利用者の責めに帰すべき事由により貸与物品が毀損したときは、直ちに学習用タブレット端末等紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は第8条の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者は貸与物品の補充、修繕等に要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、市、教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。

(貸与決定の取消し)

第13条 教育委員会は、第4条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与物品の貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) タブレット端末については、利用者が貸与を決定した日に在籍していた学校に在籍しなくなったとき。
- (2) モバイルルーターについては、利用者が小・中学校に在籍しなくなったとき。
- (3) 貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

第14条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。

- 2 利用者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 3 利用者は、前2項の規定に関わらず、利用者の家庭内においてインターネットへの接続環境が整備された場合は、モバイルルーターを速やかに返却しなければならない。
- 4 利用者は、貸与物品の返却時に、第11条に規定する貸与物品の毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕し、又は弁償しなければならない。
- 5 利用者は、第1項から第3項までの規定による返却を行わない場合は、貸与物品の取得価格を弁償しなければならない。
- 6 教育委員会は、利用者が第1項から第3項までの規定による返却を行わない場合は、新たに返却期限を定めて返却の督促を行わなければならない。

(連帯保証)

第15条 利用者の保護者は、第10条から第12条まで及び前条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について、当該利用者と連帯して保証しなければならない。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

小郡市教育委員会 様

学習用タブレット端末貸与申請書

小郡市立小・中学校学習用タブレット端末等貸与規程第6条第1項の規定に基づき、学習用タブレット端末本体及びその附属品の貸与を受けたいので申請します。

なお、申請に当たっては、裏面の遵守事項を守ることを誓約します。

【申請日： 年 月 日】

児童生徒 (利用者)	氏名	(フリガナ)		
	在籍 学校	学 校	学年 及び クラス	年 組
利用者の 保護者	氏名	(フリガナ)	児童 生徒 との 続柄	
	住所	〒		
	連絡先	(自宅)		
		(携帯)		

※学習用タブレット端末本体及びその附属品の貸与に関し、小郡市教育委員会担当部署から連絡することがあります。

(裏)

学習用タブレット端末貸与に係る遵守事項

- 1 利用者は、学習用タブレット端末及びその附属品（以下「貸与物品」という。）の使用方法及び取扱いについて、教育委員会及び学校長の指導に従い、細心の注意をもって管理しなければならない。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を利用者以外の者（利用者を指導する教職員及び利用者の保護者を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品に装飾等を行い、貸与開始時の状態に復旧できない状態にすること。
 - (4) 貸与物品を教育及び家庭学習の目的以外に使用すること。
 - (5) 貸与物品を利用して、利用者以外の者に対して危害を加えること。
 - (6) 貸与物品に教育委員会の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。
 - (7) 教育委員会や学校長が別に定める貸与物品の使用に関するルール等に反する行為をすること。
 - (8) その他貸与物品の貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- 4 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 貸与物品を用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行うこと。
 - (2) 必要に応じて、教育委員会又は学校長が貸与物品の利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。
- 5 タブレット端末を利用者の在籍学校以外で利用するために必要となる充電及び通信に係る経費は、利用者の負担とする。
- 6 利用者は、貸与物品の紛失、盗難又は利用者の責めに帰すべき事由により貸与物品が毀損したときは、直ちに学習用タブレット端末等紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 7 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は2の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者は貸与物品の補充、修繕等に要する費用を負担しなければならない。
- 8 利用者は、貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、小郡市、教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 9 貸与物品の使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、小郡市及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。
- 10 貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与物品の貸与の決定を取り消すことがある。
 - (1) 利用者が貸与を決定した日に在籍していた学校に在籍しなくなったとき。
 - (2) 貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 11 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 12 利用者は、貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 13 利用者は、貸与物品の返却時に、利用者の責めに帰すべき事由による貸与物品の毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕し、又は弁償しなければならない。
- 14 利用者は、返却期限までに返却を行わない場合は、貸与物品の取得価格を弁償しなければならない。
- 15 利用者の保護者は、貸与物品の貸与に関し、利用者が負担すべき一切の債務について、当該利用者と連帯して保証しなければならない。

様式第2号（第6条関係）

小郡市教育委員会 様

モバイルルーター貸与申請書

小郡市立小・中学校学習用タブレット端末等貸与規程第6条第2項の規定に基づき、モバイルルーターの貸与を受けたいので申請します。

なお、申請に当たっては、裏面の遵守事項を守ることを誓約します。

【申請日： 年 月 日】

児童生徒 (利用者)	氏名	(フリガナ)		
	在籍校	学 校	学年 及び クラス	年 組
利用者の 保護者	氏名	(フリガナ)	児童 生徒 との 続柄	
	住所	〒		
	連絡先	(自宅)		
		(携帯)		

※モバイルルーターの貸与に関し、小郡市教育委員会担当部署から連絡することがあります。

(裏)

モバイルルーター貸与に係る遵守事項

- 1 利用者は、モバイルルーターの使用方法及び取扱いについて、教育委員会及び学校長の指導に従い、細心の注意をもって管理しなければならない。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) モバイルルーターを利用者以外の者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) モバイルルーターを売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
 - (3) モバイルルーターに装飾等を行い、貸与開始時の状態に復旧できない状態にすること。
 - (4) モバイルルーターを教育及び家庭学習の目的以外に使用すること。
 - (5) モバイルルーターを利用して、利用者以外の者に対して危害を加えること。
 - (6) 教育委員会や学校長が別に定める学習用タブレット端末の使用に関するルール等に反する行為をすること。
 - (7) その他モバイルルーターの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、教育委員会又は学校長からモバイルルーターの管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- 4 モバイルルーターを用いたデータ等の受発信について、利用者の責任において行わなければならない。
- 5 貸与を受けたモバイルルーターを利用するための通信事業者との契約及び利用に係る設定は、利用者が行うものとする。
- 6 小郡市（以下「市」という。）及び教育委員会は、貸与したモバイルルーターの利用に係る利用者と通信事業者との契約について一切の関与をしない。
- 7 通信事業者との契約に係る経費、モバイルルーターの通信及び充電に係る経費等貸与を受けたモバイルルーターの利用に係る一切の経費は、利用者の負担とする。
- 8 利用者は、モバイルルーターの紛失、盗難又は利用者の責めに帰すべき事由によりモバイルルーターが毀損したときは、直ちに学習用タブレット端末等紛失・盗難・毀損届（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 9 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は2の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者はモバイルルーターの補充、修繕等に要する費用を負担しなければならない。
- 10 利用者は、モバイルルーターの使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、市、教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 11 モバイルルーターの使用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。
- 12 貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことがある。
 - (1) モバイルルーターの利用者が小・中学校に在籍しなくなったとき。
 - (2) モバイルルーターの管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 13 利用者は、貸与期間終了日までに、モバイルルーターを返却しなければならない。
- 14 利用者は、貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、モバイルルーターを返却しなければならない。
- 15 利用者は、その家庭内においてインターネットへの接続環境が整備された場合は、モバイルルーターを速やかに返却しなければならない。
- 16 利用者は、モバイルルーターの返却時に、利用者の責めに帰すべき事由によるモバイルルーターの毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕し、又は弁償しなければならない。
- 17 利用者は、返却期限までに返却を行わない場合は、モバイルルーターの取得価格を弁償しなければならない。
- 18 利用者の保護者は、モバイルルーターの貸与に関し、利用者が負担すべき一切の債務について、当該利用者と連帯して保証しなければならない。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小郡市教育委員会

学習用タブレット端末等貸与決定通知書

年 月 日付けで申請があった学習用タブレット端末等の貸与について、下記のとおり決定したので、小郡市立小・中学校学習用タブレット端末等貸与規程第6条第4項の規定に基づき通知します。

利用者氏名 (児童生徒氏名)		在籍学校名	
機器名			
貸与期間			
【備考】			

様式第4号（第11条関係）

小郡市教育委員会 様

学習用タブレット端末等紛失・盗難・毀損届

以下のとおり貸与物品を紛失・盗難・毀損したので、小郡市立小・中学校学習用タブレット端末等貸与規程第11条第1項の規定に基づき提出します。

【届出日： 年 月 日】

利用者氏名 (児童生徒氏名)		在籍学校名	
区分 (該当項目に○ をつける)	学習用タブレット端末	: 紛失 ・ 盗難 ・ 毀損	
	タブレット端末附属品	: 紛失 ・ 盗難 ・ 毀損	
	モバイルルーター	: 紛失 ・ 盗難 ・ 毀損	
発生年月日			
発生理由及びその状況 (できる限り詳細に記載すること。)			